２　前項において、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等は、深み、流動性及び透明性のある金融市場において取引されるものとする。

（資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額）

第三十二条　資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額は、前条に規定する当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格とする。

第三節　再保険回収額

（再保険回収額の計算）

第三十三条　再保険回収額は、保険会社等が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均とする。

２　再保険回収額の算出に当たっては、出再先の債務不履行に起因する再保険金等（再保険金、再保険配当金及び出再手数料をいう。次項第一号及び第六項において読み替えて準用する第十四条第二号において同じ。）の回収の不確実性を考慮するものとする。

３　再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる再保険契約に係るキャッシュ・フロー（再保険貸（外国再保険貸を含む。以下同じ。）に含まれない既経過責任に係るものを含む。）をいい、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。ただし、第十一条第三項の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約に対応するものに限る。

一　再保険金等

二　再保険料

４　前項の再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、再保険契約に付された保険契約に係る将来キャッシュ・フローと整合的な前提条件を用いて計算するものとする。

５　再保険回収額の計算に当たっては、第十一条第三項の保険契約の認識に係る規定を準用する。この場合において、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、「保険責任」とあるのは「再保険契約に係る保険責任」と読み替えるものとする。

６　再保険回収額の計算に当たっては、第十四条の契約の境界線に係る規定を準用する。この場合において、同条中「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「保険料」とあるのは「再保険料」と、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約者」とあるのは「保険会社等」と、「当該保険料」とあるのは「当該再保険料」と、「現在推計の額」とあるのは「再保険回収額」と、同条第一号及び第二号中「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、同号中「保険金等」とあるのは「再保険金等」と読み替えるものとする。

７　再保険回収額の計算に当たっては、再保険に付された保険契約の現在推計の額に適用される割引率と整合的な割引率を用いるものとする。

第四節　税効果

（経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額）

第三十四条　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額

ロ　貸借対照表等上の非保険事業に係る繰延税金資産の額（単体ベースにあっては、０とする。）

二　経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額　次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額

ロ　貸借対照表等上の非保険事業に係る繰延税金負債の額（単体ベースにあっては、０とする。）

２　前項各号の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額　次の算式により得られる額

貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額＋経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額

二　前項第二号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額　次の算式により得られる額

貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額＋経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額

３　単体ベースの計算に当たっては、前項の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を相殺するものとする。

（経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額）

第三十五条　前条第二項各号に規定する経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一　税効果会計（貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る